

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
地域密着型特別養護老人ホーム八軒ふくろうの森

重要事項説明書

1. 設置運営主体

- (1) 法人名 社会福祉法人 いちはつの会
- (2) 法人所在地 恵庭市南島松 6 番地 4
- (3) 電話番号 0123-36-1351
FAX 番号 0123-36-1198
- (4) 代表者氏名 理事長 西部 光洋
- (5) 設立年月日 平成 13 年 3 月 7 日

2. 施設の概要について

- (1) 施設の名称 地域密着特別養護老人ホーム八軒ふくろうの森
- (2) 施設の所在地 札幌市西区八軒 9 条西 10 丁目 1 番 13 号
電 話 番 号 011-623-1133
F A X 番 号 011-623-1199
ホームページ <https://www.ichihatsu-swc.jp/>
- (3) 管 理 者 氏 名 高幡 陸
- (4) 開設年月日 平成 22 年 7 月 1 日
- (5) 入所定員 29 名

ユニット数及びユニットの定員 2 階 2 ユニット 定員 20 名
1 階 1 ユニット 定員 9 名

3. 当施設の運営方針について

- (1) 施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、ご利用の皆様お一人おひとりの歩んで来られた歴史を大切にし、人格の尊厳をお守りします。
- (2) 「安心・快適・家庭的」をモットーに、介護の専門職がご利用の皆様をお守りし、ご家族様に「安心」をお届けいたします。

(3) 家族様には、「実家へ父母を見舞う」ような気軽さでお越しただけるよう、環境づくりに努めてまいります。

(4) 閉ざされた施設ではなく、地域に溶け込み、密着した施設造りに努めてまいります。

4. 居室の概要について

居室の平面は別紙の図をご参照ください。

居室内の施設設備

ユ ニ ッ ト 型		
室名	室数	主な設備等
居室（全室個室）	29	電動ベッド・洗面台・ウォシュレット付ウォーム便器 暖房機・ナースコール・人感知式照明・床頭台・タンス テレビ
居間・食堂	3	クッキングヒーター・食洗機内蔵型キッチン・暖房機 テレビ
そ の 他		
洗濯機・乾燥機・浴室(3ユニットに2ヶ所)・トイレ（共用2ヶ所）		

※家具類などの持ち込みについて

ユニット型居室については、介護用ベッド・寝具以外の家具類は、ご入居者の皆様にお持ち込みいただきます。

5. 職員の配置状況及び勤務体制

<主な職員の配置状況>

- (1) 管理者 1 人 (常勤兼務・8:30～17:30)

職員の管理及び業務の実施状況の確認、その他の管理を一元的に行うとともに、職員に厚生労働省令で定められている運営基準を遵守させるために必要な指揮命令を行なう。

- (2) 医師 1 人 (非常勤兼務)

入居者の健康管理及び診療上の指導を行なうとともに、事業所の衛生管理の指導を行なう。

- (3) 生活相談員 1 人 (常勤兼務・8:30～17:30)

入居者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行なう。

- (4) 看護師 2 人 (常勤専従 1 名・8:30～17:30
非常勤専従 1 名・9:00～13:00)

医師の診療補助及び医師の指示による入居者の看護、事業所の衛生管理等の業務を行う。

- (5) 介護職員 15 人 (常勤専従 10 名・シフトにより変動)
(常勤兼務 5 名・シフトにより変動)

入居者の介護、自立的な日常生活を営むために支援等の業務を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1 人 (非常勤兼務・9:00～13:00)

入居者が心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

- (7) 管理栄養士 1 人 (常勤兼務・8:30～17:30)

入居者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行なうとともに、栄養管理関係書類の整備及び食品衛生法の定めるところによる衛生管理を行う。

- (8) 介護支援専門員 1 人 (常勤兼務・8:30～17:30)

入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を分析し、適切な施設サービスが提供されるよう施設サービス計画の作成、計画の実施状況の把握及び評価を行なうとともに、必要に応じて計画の変更を行なう。

6. 当施設が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス…かかった費用の一部をご負担いただきます。

① サービスの内容

基本介護…入浴・排泄・離床・着替え・整容・ユニット内での家事への参加等を支援いたします。

※体調不良等により入浴いただけない場合は、清拭等に替えさせていただきます。

食 事…朝食 8:00～ 昼食 12:00～ 夕食 17:00～
大体の食事時間は決まっておりますが、ご利用の皆様の生活習慣に応じてゆっくりと食事を取っていただくことができるよう配慮いたします。

② 社会生活上の便宜の供与

ア 趣味・教養・娯楽活動の機会の提供

イ 行政機関等に対する手続き代行

ウ ご家族、地域組織、各種団体との交流の機会の提供

エ 外出の機会の適時確保

③ 相談援助

ご利用の皆様又はご家族様からのご相談をお受けいたします。

④ 機能訓練

主に日常生活の中での機能訓練、レクエーションや行事等を通じた機能訓練を行います。

⑤ 健康管理

看護師による日常の健康管理に加え、嘱託医による診察を行います。

(2) 介護保険給付対象サービスの利用料金

別紙1をご参照ください。

(3) 介護保険の給付対象外のサービス…かかった費用の全額をご負担いただきます。

介護保険の給付対象外のサービス例

- ・ 新聞、雑誌等の購読 ご入居者各自でご契約、購読願います。
- ・ 理美容サービス
- ・ インフルエンザ等の予防接種

（４）介護保険の給付対象外の利用料金及びサービスの内容

別紙２をご参照ください。

※社会福祉法人等による利用者負担軽減制度

市町村が発行する「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証」を交付されている方は、（１）介護保険の給付対象となるサービス及び（３）介護保険の給付対象外のサービス（別紙２【介護保険の給付対象外の利用料金及びサービスの内容】①食費 ②居住費）について、利用者負担額の一部を施設が負担する制度がございます。

ただし、この制度が適用となる期間及び対象の方々に限られます。

（対象の要件）

市町村民税世帯非課税者であって、次の要件の全てを満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、ご入居者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であるとして市町村が認めた方

1. 年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万を加算した額以下である。
2. 預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。
3. 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
4. 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
5. 介護保険料を滞納していないこと。

（減額割合）

減額割合は 1/4（老齢福祉年金受給者の方は 1/2）を原則といたします。

（手続き）

市町村への利用料の軽減対象であることの確認申請を行い、市町村の決定を受けることが必要となります。

7. ご利用料金のお支払い方法

前記５（１）～（４）の料金・費用は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求いたします。利用料金については、月末締め、翌月の 10 日以降に請求書にてご請求いたします。（１ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額といたします。）支払は月末締めの翌月 27 日までに、事業所の指定する口座振替（引落し）にて納入していただくことといたします。手数料（10 円）はご入居者負担といたします。（再振替日は翌々月 5 日）

8. 病院等に入院された場合の対応について

(1) 入院から1ヶ月以内に退院された場合

原則として入院から3ヶ月間は、退院後再度入居していただくことができます。

(2) 3ヶ月以内に退院が見込まれない場合

(3) 入居者に医療行為が必要となる場合

ご入居者及びご家族と協議したうえで、契約を解除することがございます。

この場合には、施設を退居していただくこととなりますが、退居にあたって必要な援助をさせていただきます。

9. 苦情・要望の受付について

(1) 施設における苦情の受付

苦情・ご要望・ご意見など、お気軽に書き担当者までご相談ください。また、苦情受付ボックスをロビーに設置しております。

苦情受付窓口（担当者）

〔生活相談員〕

苦情解決責任者

〔管理者〕

受付時間 毎週月曜日～金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

9：00 ～ 17：00

受付場所 地域密着型特別養護老人ホーム八軒ふくろうの森

電話番号 011-623-1133

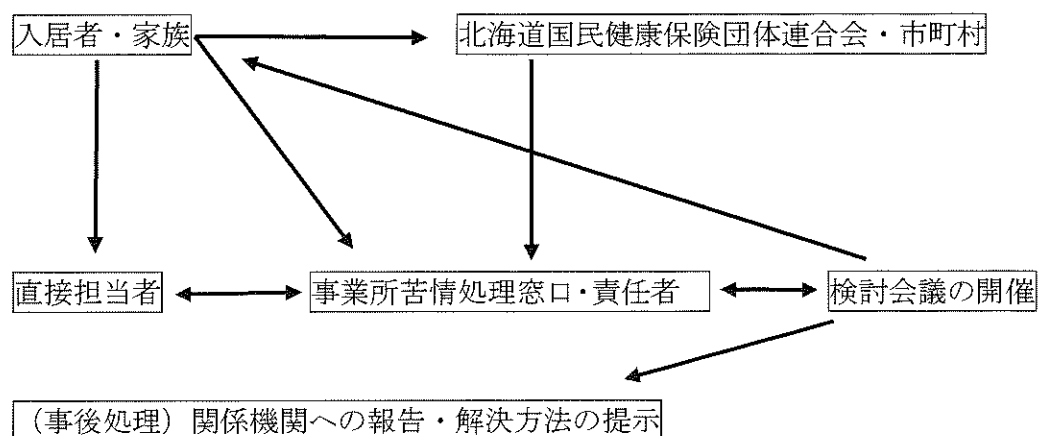
① 苦情処理体制

ご利用の皆様又はご家族様からの苦情に対しての受付担当窓口を置き対応いたします。

生活相談員が直接苦情を受けた場合は管理者へ報告し、管理者は苦情内容検討会を開催し、速やかに対策を講じます。

対応の経過及び結果については、管理者若しくは生活相談員より関係者へ説明、報告を行います。尚、対応に関する経過を記録として保管いたします。

② 苦情対応図



(2) 行政機関その他苦情受付機関

札幌市保険福祉局 保健福祉部	所在地 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 TEL : 011-211-2972 FAX : 011-218-5187 受付 介護保険課
国民健康保険団体連合会	所在地 北海道札幌市中央区北2条西14丁目 TEL : 011-231-5175 受付 介護サービス苦情相談窓口
北海道社会福祉協議会	所在地 北海道札幌市中央区北2条西7丁目 TEL : 011-241-3976 受付 苦情相談室

(3) 第三者苦情受付者

氏 名 高橋 義則
連絡先 090-3119-2923
職 名 社会福祉法人いはつの会 監事

氏 名 涌井 国夫
連絡先 011-662-5890
職 名 元札幌市議会議員

10. 福祉サービス第三者評価の受審実施状況について

第三者による評価実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	(2) なし		

11. 緊急時の対応について

ご入居者の状態に急変が生じた場合には、速やかに、嘱託医師やご家族様、そして保険者等に連絡するなどの措置を講じます。（当法人の緊急マニュアルに沿って対応いたします。）ご家族の皆様には、緊急時の連絡先をお伝えいただきますようお願いいたします。

12. 身体拘束の禁止について

介護保険施設は、国が定める運営基準により、ご入居者の身体的拘束や行動制限等の行為は禁じられています。当事業所でも緊急やむを得ない場合を除いて行いません。

緊急やむを得ない場合とは、ご入居者本人または他のご入居者などの生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合（切迫性）、身体拘束その他の行動制限をおこなう以外に代替する看護・介護方法がない場合（非代替性）、身体拘束その他の行動制限が一時的である場合（一時性）としております。

13. 事故発生時の対応について

ご入居者に事故が発生した場合には、速やかに、嘱託医やご家族様、そして保険者等に連絡するなどの措置を講じます。

万が一事故が発生した場合、当法人の事故対応マニュアルに沿って対応いたします。

なお、損害賠償については、当方の過失によりご入居者に損害が生じた場合には、その損害を契約書第10条に基づき賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様といたします。ただし、その損害がご入居者等の故意又は過失に

よるものと認められる場合には、ご入居者の心身の状況を考慮のうえ、相当と認められるときに限り、当方の損害賠償責任を減じる場合がありますので、予めご了承ください。

1 4. その他施設利用にあたってご留意いただきたい事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って使用してください。
- ② 故意に施設、設備を壊したり、汚したりした場合や変更した場合にはご入居者の自己負担により原状に復していただくか、又は修繕相当金をお支払いいただく場合がございます。（ユニット型居室修繕費等については別紙3をご参照ください。）
- ③ ご入居者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、その居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシーの保護について、十分な配慮を行います。
- ④ ご入居者の生命を保護するために、夜間、早朝の外出などの行動に対して制限する場合がございます。
- ⑤ ご入居者は、他のご入居者のプライバシーや生活環境の維持のため、ご利用の事業所以外の事業所に、夜間又は早朝の時間帯に立ち入る場合は、その事業所又はサービス従事者に許可を得る必要がございます。
- ⑥ 居室内にテレビ、ラジオ等を設置する場合は、夜間7時以降は、音量を下げた視聴してください。必ずヘッドホンやイヤホンをご用意ください。
- ⑦ 共同生活室のテレビの視聴は、朝7:30～19:30までとさせていただきます。音量の上限値を設定していますので、その範囲でご利用ください。

⑧ 居室内の清掃等については、ご入居者とサービス従事者が協力して行うこととします。

⑨ ナースコールの補助ケーブルは、ご入居者の身体状況を考慮して、事業所又は管理者が必要と判断した場合に貸し出しをいたします。

(2) 面会時間について 9:00～19:00

※ 訪問・面会時間内は、ご自由に出入りすることができます。面会時間以外の時間帯に訪問、面会希望の方は、施設までご連絡のうえ、お越しください。ただし、21:00以降の訪問、面会は原則的にお断りしております。

(3) ホーム内でのお願い

ホーム内は持参された上履き又は備え付けのスリッパをご利用になってお入りください。面会時間以外は正面玄関が施錠されていますので、予め連絡のうえ、お越しください。

(4) 外出・外泊について

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出ください。ただし、外泊については、最長で月6日間以内とさせていただきます。

(5) 施設内は、一部指定の区域を除き、全館禁煙となっておりますので、喫煙はご遠慮ください。

15. 秘密の保持について

(1) 事業所のサービス従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご入居者及びご家族の秘密を、決して漏らしません。

(2) 事業所のサービス従事者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得たご入居者及びご家族の秘密を漏らしません。

(3) 事業所では、個人情報保護法に基づいて個人情報保護を守り、ご入居者又はご家族の個人情報の使用は、法人内外での利用目的の範囲内で、ご入居者及びご家族の同意を得て、慎重かつ安全に利用いたします。